

各ワーキング・グループ等で更に精査・検討を要する提案事項

所管省庁から回答を得た提案事項について、規制改革推進会議ホットライン対策チームにおいて内容審査を行ったところ、更に精査・検討を要すると認めたものは次のとおり

1. 各ワーキング・グループ等で既に検討中、又は検討を予定している事項

該当なし

2. 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

行政手続部会関連

提 案 事 項	新規・継続等(注1)	所管省庁回答	別添の該当ページ
1 各種統計調査の調査項目の省庁横断的把握・類似項目の一本化	新規	対応 検討に着手	1

農林ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	新規・継続等(注1)	所管省庁回答	別添の該当ページ
1 作業機を装着した農耕作業用自動車の公道走行における規制のあり方について	新規	事実誤認	3

投資等ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	新規・継続等(注1)	所管省庁回答	別添の該当ページ
1 金商法上の広告等における法定記載事項(加入協会)の緩和	新規	検討を予定	4
2 戸籍抄本等を本籍地以外でも取得可能にする制度改正・設計について	新規	対応不可	5
3 在留資格認定証明書不交付理由の説明について	新規	現行制度下で対応可能	6
4 中小企業等経営強化法に基づく認定支援機関としての事務負担の軽減等	◆継続	検討に着手	7
5 確定給付企業年金から確定拠出年金の企業型への移行要件の弾力化	◆継続	検討を予定	8
6 所得税は正額を税務署にて算出	新規	対応不可	9
7 積立超過に係る掛金停止が生じないことが明らかなケースでの行政手続きの簡素化	新規	検討を予定	10
8 定期自主検査に係る期日延長制度の創設	新規	対応不可	11

3. 専門チームで扱う予定の事項

該当なし

(注1) 「新規・継続等」の別は、事務局(内閣府規制改革推進室)において便宜的に記載したものである。

別添の「区分(案)」は以下のとおり。	
◎	各ワーキング・グループ等で既に検討中、又は検討を予定している事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に対する所管省庁の回答

行政手続部会関連

番号：1

受付日：平成 30 年 1 月 18 日

所管省庁への検討要請日：平成 30 年 2 月 8 日

回答取りまとめ日：平成 30 年 3 月 9 日

提案事項	各種統計調査の調査項目の省庁横断的の把握・類似項目の一本化
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>府省庁、日本銀行が実施する統計調査について、調査項目を横断的に把握し、類似項目については、都度データを作成する必要がないように、粒度（必要とされる内訳の細かさ）や範囲（実績値に加え予測値も求められる等）定義（従業員区分が統計調査ごとに異なる等）を見直すなどして、一本化すること</p> <p>省庁横断的に統計調査を連携し、一度提出した項目は記入済みにしていただくなど、ワンスオンリーの考え方を徹底すること</p> <p>開示資料で対応できる項目はプロファイリング活動を実施していただくこと</p> <p>経済センサスのような基幹統計は調査項目を絞り、ボリュームを抑えることを求めたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>府省庁等が実施する統計調査では、類似した項目であっても、粒度、範囲、定義が一致しない場合には、その都度データを作成する必要があり、作業負荷が大きいとともに非効率である。そのため、類似項目の一本化やワンスオンリーの徹底、プロファイリング活動の推進を求めたい。</p> <p>例えば、費用の金額については、以下 4 パターンがある。費用全体、原価と販管費に分けたもの、さらに細かな費用に分けたもの、それ以上に細かい費用に分けたもの（企業側が把握・管理していない場合あり）。開示資料で、は対応できると考えられる。</p> <p>統計改革推進会議「最終取りまとめ」（平成 29 年 5 月）で指摘されている、報告者の負担軽減や統計業務・体制の見直し・業務効率化等の観点を踏まえ、取り組みを加速化していただきたい。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：総務省
制度の現状	<p>従来から、統計法に基づく統計調査の承認申請手続において、他の統計調査との重複が合理的な範囲を超えていないか、報告者負担の軽減が図れないか等の観点から審査を行っております。また、一度報告された内容の活用による報告者負担の軽減については、統計調査間のデータ移送を行うことにより、重複して報告をいただかないようにするといった取組を既に一部の統計調査において実施しており、他の統計調査においても同様の取組ができないか審査の過程で適宜確認しているところです。</p> <p>さらに、用語の統一については、企業・事業所を対象とする統計調査において一般的に設けられる従業者の区分について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」を平成 27 年度に取りまとめ、各省において、統計間の比較可能性向上に努めることとしているほか、「公的統計の整備に関する基本的な計画に係る統計委員会答申」においても、地域ブロックの結果表章に係る標準的な区分についても検討を進めることとされており、それに沿った対応を予定しております。</p> <p>これまでプロファイリング活動は実施しておらず、現在、実施に向け検討中です。</p> <p>従来から、基幹統計調査の調査項目の設定については、統計法に基づく統計調査の承認申請手続や統計委員会への調査計画の諮問における審議等において、報告者負担の軽減の観点から審査を行っております。</p>
該当法令等	<p>統計法</p> <p>独立行政法人統計センター法（平成 11 年法律第 219 号）の一部改正を予定</p>
対応の分類	<p>対応、検討に着手</p> <p>検討に着手</p> <p>対応</p>
対応の概要	<p>御指摘の点を踏まえ、引き続き、統計法に基づく統計調査の承認申請手続の際に、報告者負担の軽減の観点から、審査を行ってまいります。</p> <p>また、統計の精度向上や業務効率化、統計の利活用促進、報告者の負担軽減等の取組を総合的に推進する観</p>

提案内容に対する所管省庁の回答

	<p>点から、既存の政府統計全般を対象に、統計棚卸しを平成 30 年度から 3 ～ 5 年の周期で実施します。</p> <p>なお、御指摘の経済センサスにつきましては、平成 31 年から実施予定の基礎調査において、調査票記入は新設事業所などのみに限定し、併せて、企業に関する調査事項を削減する予定です。また、活動調査については、平成 33 年の次回調査の実施に向け調査内容の見直しなどを進める予定です。</p> <p>平成 31 年度からのプロファイリング活動の実施に向けて、統計業務に関する専門的知見を持つ独立行政法人統計センターにおいて、企業の開示資料なども活用しつつ、調査事項に関する個別質問の受付・回答などの報告のサポートや報告内容のチェックを行うことで、報告者負担の軽減を図るとともに正確な報告データを作成することを目指して、検討を行っております。</p>
--	---

区分(案)	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

農林ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 29 年 9 月 29 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 30 年 1 月 15 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	作業機を装着した農耕作業用自動車の公道走行における規制のあり方について
具体的内容	<p>農業法人をはじめとする担い手農業者の経営の現状としては、更なる経営力の向上や労働力不足等に対応するため、生産性の向上や規模拡大を図る必要がある。しかし、農地集積や圃場の大区画化を促進するものとして、農地中間管理機構や土地改良事業等の施策が打ち出されているものの、農業の現場では、農地の小規模化・分散作圃は未だ大きな課題として残っている。そのため、規模拡大した担い手農業者は、圃場を移動する度に車両等を使用して作業機を運送する必要があり、作業機の着脱にも作業労力や時間をかけて対応している。</p> <p>農耕用作業自動車（農耕トラクター等）は、道路交通法による小型特殊自動車免許（大きさや最高速度によっては大型）を取得した者が運転し、作業機の種類ごとに道路運送車両法にもとづく保安基準を満たしていれば公道走行が可能である。</p> <p>しかし、多くの農耕用作業自動車は、メーカーがインブルメントやアタッチメント等の作業機を装着しない状態で型式認定を行っており、異なる作業機ごとに検査を受けることは現実的でない。農耕用作業自動車が、作業機を装着した状態でも公道走行が可能になれば、これまで作業機の着脱等に要していた時間を大きく圧縮することができる。</p> <p>さらなる農作業の効率化に向けて、農耕作業用自動車の公道走行における規制のあり方について、諸外国の規制も研究し、規制改革に向けて検討をお願いしたい。</p>
提案主体	民間団体

所管省庁：警察庁、国土交通省

制度の現状	<p>型式認定制度（道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 62 条の 3）において、作業機を装着した状態にある農耕作業用自動車の型式認定の取得は妨げられておらず、当該認定の取得に規制はかけられておりません。</p> <p>道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 62 条は、車両等の装置が道路運送車両の保安基準等（以下「保安基準」という。）に適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼす恐れのある車両等（整備不良車両）を運転することを禁止しています。</p> <p>また、農耕作業用自動車のうち車体の長さ・幅・高さが道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 2 条に定める基準を満たすものについては、小型特殊自動車として小型特殊免許により運転することができるほか、これ以外の農耕作業用自動車についても大型特殊自動車として大型特殊免許により運転することができます。</p>
該当法令等	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 62 条、第 85 条第 1 項・第 2 項、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 2 条、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 62 条の 3 第 1 項
対応の分類	事実誤認
対応の概要	アタッチメント等の作業機を装着した農耕作業用自動車については、当該作業機を装着した状態での型式認定を受けていない場合であっても、当該自動車が個別に保安基準を満たしており、かつ、当該自動車の種類に対応する免許を保有する者が運転するのであれば、現行制度下においても、公道走行は認められております。

区分（案）

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 29 年 9 月 25 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 10 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 30 年 3 月 9 日
----------------------	-------------------------------	--------------------------

提案事項	金商法上の広告等における法定記載事項（加入協会）の緩和
具体的内容	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金商法上の広告等においては、金商業府令 76 条第 2 号により、「当該金融商品取引業者等が金融商品取引協会に加入している場合にあっては、その旨及び当該金融商品取引協会の名称」を記載することとなっており、当該広告等にかかる業務を所管する金融商品取引協会以外の協会も含めて全て記載しなければならないこととなっている。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金商法上の広告等においては、当該広告等にかかる金融商品取引業務を所管する加入協会を記載することで足りることとする。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金商法上の広告物等を作成するにあたっては、特定の金融商品取引業務（例えば投信販売業務や投資一任業務など）のみを対象とすることがあるが、金融商品取引協会は業務毎に所管業務が協会定款等で定められており（例えば投信販売業務は日本証券業協会、投資一任業務は投資顧問業協会）当該広告等にかかる業務を所管していない協会を記載する必要性は乏しいと考えられる。
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁：金融庁
制度の現状	金融商品取引業者等が広告等を行うときは、当該金融商品取引業者等が加入している金融商品取引協会の名称を表示することが義務付けられています。
該当法令等	金融商品取引業等に関する内閣府令第 76 条第 2 号
対応の分類	検討を予定
対応の概要	金融商品取引法の制定時に、「その規制対象となる業者であることが、利用者一般から見て信頼し得る業者であるとの社会的評価につながるような法制を目指すべきとの意見」等があったことを踏まえ、金融商品取引業者等に対して、広告等に、登録番号のほか、加入している金融商品取引協会の名称を表示する義務を課しているものですが、御提案の内容については、今後、検討を行う予定です。

区分(案)	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：2

受付日：平成 29 年 9 月 26 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 10 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 30 年 3 月 9 日
----------------------	-------------------------------	--------------------------

提案事項	戸籍謄抄本等を本籍地以外でも取得可能にする制度改正・設計について
具体的内容	<p>現在は、戸籍に関する謄抄本（戸籍、除籍、原戸籍、戸籍の附票などの謄抄本）は戸籍を編製する本籍地でしか取得できません。戸籍の多くが電子化されていると思われます。ネットワークは全市町村、あるいは全世界繋がっているのですから、電子データとなった戸籍等を謄抄本としてどこの役場でも、あるいは海外のどこの日本大使館、領事館でも取得できる制度改正・設計が望まれます。</p> <p>総務省行政評価局が平成 29 年 3 月に公表した「申請手続等の見直しに関する調査 戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として」という報告書の中には数多くの手続に戸籍謄本等の提出が必要となっている現状が記されています。ところが、生まれ育った本籍地を後にして、都会で生活する人々あるいは海外に赴任する人々にとって、戸籍を取ることは大変な作業です。また、現在大きな社会問題となっている「所有者不明土地」問題の要因である相続手続の未了にしても、多くの戸籍類を収集しなければならないのに対して、本籍地がバラバラだと多額の経費（郵送費など）を費やし、それにもまして大変な労力を要することが足枷となっていることは否めません。</p> <p>韓国の新しい戸籍謄抄本制度である家族関係登録事項証明書は完全ネットワーク化され、日本国内からも証明書が取得できる領事館があるようです。本籍という概念を廃したことで可能となった側面もありますが、様式やシステムを統一化し、ネットワークで繋がれば、日本でも可能だと思います。</p> <p>本気で所有者不明土地問題を解決あるいは予防するのであれば、あらゆる可能性を模索し、ドラスティックに現状を変えることも必要ではないでしょうか。</p>
提案主体	日本行政書士会連合会

	所管省庁：法務省
制度の現状	市区町村長が戸籍事務を管掌するとされ（戸籍法第 1 条第 1 項，第 4 条），市区町村長は，自市区町村の区域内に本籍が定められた戸籍に関する事務を行います。そのため，戸籍謄本等の交付事務は，本籍地の市区町村長が行っています。
該当法令等	戸籍法第 1 条第 1 項，第 4 条
対応の分類	対応不可
対応の概要	戸籍事務は，市区町村長が管掌することとされ（戸籍法第 1 条第 1 項，第 4 条），管掌する戸籍事務の範囲は，自市区町村の区域内に本籍が定められた戸籍です。そのため，審査をはじめとする戸籍謄本等の交付に係る一連の事務が本籍地市区町村の戸籍事務従事職員において実施されなければなりません。これは，電子情報処理組織によって調製された戸籍も同様です。そのため，電子データとなった戸籍等を謄抄本としてどこの役場でも，あるいは海外のどこの日本大使館，領事館でも取得できる制度を構築することは不可能です。

区分（案）	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：3

受付日：平成 29 年 9 月 26 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 10 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 30 年 3 月 9 日
----------------------	-------------------------------	--------------------------

提案事項	在留資格認定証明書不交付理由の説明について
具体的内容	<p>在留資格認定証明書不交付理由の説明について、申請を受理した地方入国管理局の出張所でも受けられるように改善すべきと考えます。</p> <p>在留資格認定証明書不交付の場合、処分の理由及びその根拠となる事実を通知書に記載する取り扱いとされています。</p> <p>そのことについて「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」（平成17年3月25日閣議決定）に基づき法務省入国管理局から地方入国管理局・支局（空港支局を除く）へ「具体的かつ適正な記載」を徹底する旨の通知（平成18年5月8日事務連絡）がなされていますが、具体的な理由の記述がなされているとはいえません。</p> <p>申請人またはその代理人が不交付の具体的な判断理由を知るには入国管理局へ出頭して訊ねるしかありません。</p> <p>在留資格認定証明書交付申請は各地方入国管理局の出張所でも受理されますが、証明書不交付理由の説明は地方入国管理局（本局）のみで行われています。</p> <p>地方に住む者が説明を求めるために本局へ出向くのは負担であり、申請書を受理した出張所でも行われるように改善すべきです。</p>
提案主体	日本行政書士会連合会

	所管省庁：法務省
制度の現状	<p>在留資格認定証明書の不交付理由説明は、原則として、在留資格認定証明書の審査を行った官署において行っている。</p> <p>各地方入国管理局の出張所で在留資格認定証明書の審査を行うか否かについては、地方入国管理局長が決定することとなり、地方入国管理局長は、管下の出張所の人員・体制等を考慮した上で、在留資格認定証明書の審査を行う出張所を決定する。このような背景から、地方入国管理局によって、在留資格認定証明書の不交付理由説明を行える出張所と行えない出張所が存在する。</p> <p>なお、在留資格認定証明書交付申請を不交付とするときは、在留資格認定証明書不交付通知書において不交付理由及び適合しない要件を記載することとなっている。不交付理由の記載については、根拠となる事実を具体性をもって記載することとしており、根拠となる事実が複数ある場合には、判明している事実をすべて記載することとしている。</p>
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第7条の2、出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	<p>出張所は地方入国管理局（本局）と比べて小規模であり、人員・体制等の事情から、在留資格認定証明書交付申請に係る審査を行うことができる出張所が限られており、このことから、在留資格認定証明書の不交付理由説明を行うことができる出張所も限られていることにご理解願います。</p> <p>なお、在留資格認定証明書交付申請に係る不交付理由の説明については、引き続き具体的な記載に努めてまいります。</p>

区分（案）	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：4

受付日：平成 29 年 9 月 29 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 15 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	中小企業等経営強化法に基づく認定支援機関としての事務負担の軽減等
具体的内容	<p>中小企業等経営強化法では、認定支援機関の代表者及び事務所の所在地の変更があった場合には同法第 21 条 4 項に基づき届出を行うこととされている。</p> <p>一方で、認定支援機関である金融機関においては、これらの変更に関して各設立根拠法等に基づき所管省庁への届出を別途行っている。</p> <p>この代表者及び事務所の所在地の変更の届出に係る認定支援機関である金融機関の重複事務等への対応については、「中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会」の中間整理において、「関連する法制上の論点や情報管理等の点についても配慮しつつ、可能な限り手続きの簡素化を図ることが必要である。」旨が記載されている。</p> <p>現在、規制改革会議において、事業者目線に立った申請手続きの簡素化に係る議論が行われているものと認識しているが、中間整理で示された意見も踏まえ、当該設立根拠法等に基づく届出を各省庁間で所要の調整を行っていただき、中小企業等経営強化法に基づく代表者及び事務所の所在地の変更を行った場合の届出を不要としていただきたい。</p>
提案主体	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫

	所管省庁：経済産業省
制度の現状	認定経営革新等支援機関において、中小企業等経営強化法第 21 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、同項第 3 号イからハまでに掲げる事項の変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出ることを求めています。
該当法令等	中小企業等経営強化法第 21 条第 4 項
対応の分類	検討に着手
対応の概要	現在、経済産業省、金融庁及び関係機関で省令改正等を見据えて議論をしております。

区分(案)

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：5

受付日：平成 29 年 9 月 29 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 30 年 1 月 15 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	確定給付企業年金から確定拠出年金の企業型への移行要件の弾力化
具体的内容	<p>< 提案の具体的内容 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 確定給付企業年金の実施事業主等が、確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金の企業型へ移行する場合において、確定給付企業年金の積立金を確定拠出年金の企業型の個人別管理資産に移換することができる者（移換加入者）となる者のうち、半数超が移換相当額を一時金で受取ることを希望しても、制度移行を可能とすること。 <p>< 提案理由 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、確定給付企業年金の実施事業主等が、確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金の企業型へ移行する場合、移換加入者となる者の半数以上の同意を取り付けることが要件となっている。 また、移換加入者となる者は、制度の移行自体に同意しない場合に限り、確定給付企業年金からの移換相当額を一時金で受取ることができるとされている。 これにより、移換加入者となる者の半数超が移換相当額を一時金で受取ることが希望した場合、併せて制度移行に同意しないこととなり、移行そのものが実現しないという問題が発生しうる。 移換相当額を一時金で受取ることが希望しても、制度移行自体には賛成している者がいると考えられることから、移換相当額を一時金で受取るか否かにかかわらず、移換加入者となる者の半数以上の同意があれば、制度移行を可能とすべきである。 本要望の実現により、確定給付企業年金から確定拠出年金の企業型への移行がより柔軟となることから、企業年金の普及促進に資するものであると考えられる。 なお、平成 28 年度分の規制改革ホットラインにおいて、「措置の分類：検討に着手」とし、関係機関と調整を進める旨回答されているが、早期の実現をお願いしたい。
提案主体	一般社団法人生命保険協会

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	確定給付企業年金の実施事業主等が確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金に移行する場合、確定給付企業年金の加入者のうち企業型確定拠出年金に積立金を移換する対象となる者の 2 分の 1 以上の同意が必要であり、不同意者について、企業型確定拠出年金に移換する積立金相当の額を一時金として支払うことができます。
該当法令等	確定給付企業年金法第 82 条の 2、確定給付企業年金法施行令第 54 条の 2
対応の分類	検討を予定
対応の概要	第 14 回社会保障審議会企業年金部会において、DC 移行に係る同意をした者についても一時金での受け取りを可能とする方向で検討することとされており、中長期的な課題として検討を行う予定です。

区分（案）

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：6

受付日：平成 29 年 9 月 29 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 11 月 30 日
----------------------	------------------------------	----------------------------

提案事項	所得税は正額を税務署にて算出
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 扶養控除申告等が誤っていた場合、管轄税務署から源泉徴収義務者あて通知（「扶養控除等の見直しについて」）が送付されてくるが、税務署にて追加納付税額を把握しているのであれば、算出・記載のうえ通知いただきたい。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「扶養控除等の見直しについて」には、是正を要する従業員名・控除対象者・調査年の記載はあるものの、誤りの有無の従業員への確認や追加納付税額の計算等は事業主が実施することとなっている。従業員から資料を集めて税額を計算することは事業主の大きな負担であるとともに、資料が足りず正確な税額が算出できない場合もある。税務署は市区町村との情報連携（住民税額変更等）にもとづき是正額を算出することが可能と思われるため、予め事業主へ追加納付税額も通知いただくか、個人あて直接、是正額や追加納付税額を記載した納付書を送付していただきたい。
提案主体	一般社団法人生命保険協会

	所管省庁：財務省
制度の現状	扶養是正については、国税当局が収集した資料により、扶養控除等の適用に誤りがあるのではないかと考えられる方について、扶養控除等の適用の見直しを行っていただくために、源泉徴収義務者の方に対して、誤りがあると考えられる従業員等の氏名、控除対象者の氏名、控除の種類、誤りの内容を記載したお尋ね文書（扶養控除等の見直しについて）を送付し、源泉徴収義務者の方に見直しを行っていただいた上で、追加で納付すべき税額の有無、金額を回答していただき、自主的に納付を行っていただくための行政指導です。
該当法令等	所得税法第 190 条、第 194 条、第 195 条、第 195 条の 2、第 196 条
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>いただいたご意見については、扶養是正に関するお尋ね文書に追加で納付すべき税額を記載して送付すべきとのご意見と承知しております。</p> <p>当該お尋ね文書は、国税当局が収集した資料の範囲内において、扶養控除等の適用に誤りがあるのではないかと考えられる方を対象に送付しているものですが、追加で納付すべき税額については、給与の支払を受ける方ご本人への確認や源泉徴収に関する各種申告書、給与の支給状況等を確認しなければ確定することができないものです。</p> <p>したがって、行政指導として実施するお尋ね文書に、追加で納付すべき税額を記載して送付することは困難であると考えます。</p>

区分（案）

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：7

受付日：平成 29 年 10 月 19 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 14 日	回答取りまとめ日：平成 30 年 2 月 5 日
-----------------------	-------------------------------	--------------------------

提案事項	積立超過に係る掛金停止が生じないことが明らかなケースでの行政手続きの簡素化
具体的内容	<p>(提案の具体的内容)</p> <p>控除すべき掛金が存在しないにもかかわらず、積立上限額の算定が必要とされており、簡素化していただきたい。</p> <p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者が存在しない制度や、新規加入が停止しており加入者の将来期間に係る給付の伸びが停止している制度のように控除前の掛金が存在しない場合、積立金の額が積立上限額を上回っても控除すべき掛金が存在しないため、積立上限額の算定を不要と考える。
提案主体	(一社) 信託協会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	積立金が積立上限額を上回る場合には、その超過額に応じて掛金を下げる又は停止しなければならないとされています。
該当法令等	確定給付企業年金法第 64 条、確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 03229002 号）
対応の分類	検討を予定
対応の概要	控除すべき掛金が存在しない場合には、手続簡素化の観点から積立上限額の報告を不要とするか検討いたします。

区分(案)

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：8

受付日：平成 29 年 12 月 27 日 所管省庁への検討要請日：平成 30 年 1 月 16 日 回答取りまとめ日：平成 30 年 2 月 5 日

提案事項	定期自主検査に係る期日延長制度の創設
具体的内容	<p>(1) 規制の現状 高圧ガスを製造する事業者は、高圧ガス保安法第 35 条の 2 の規定により、コンビナート等保安規則（以下、「コンビ則」という）第 38 条第 3 項に定める保安のための定期自主検査を一年に一回以上実施することが義務付けられている。</p> <p>(2) 要望理由 石油化学プラントの定期検査は、これまでは集中的に実施することで、設備停止や稼動調整を要する期間を短縮させる効果を重視し、コンビナート内の複数事業場で同時期に実施する方法が多く取られてきた。 しかし、生産年齢人口が減少に転じ、2020 年東京オリンピックに向けた大型施設の工事や、首都圏における都市再開発が盛んに行われ、工事業者の確保が困難となる中、工期が集中することによる工事コストの上昇や職人の奪い合いが起こっている。 そのため、工期を分散させることで、工事コストの抑制や職人の確保を図ろうとした場合、定期自主検査は起算日より 1 年以内となっていることから、検査の前倒しは出来ても、期日を越えて行うことは認められていない。 石油化学プラントは、コンビナート各社相互のサプライチェーンに組み込まれて生産を行っていることから、検査期日の前倒しだけでは工期の調整が困難である。 石油化学業界全体で工事の分散化を図ることで、工事コストを抑制しつつ職人を確保することで適切な検査を実施し、保安レベルを維持するため、定期自主検査に係る期日を調整する枠組みの構築を求める。</p> <p>(3) 要望の具体的内容 自主保安認定を受けて複数年の連続運転を実施している、保安レベルが一定以上にあると認められる事業者について、定期自主検査の期日を一定期間延長（最大 3 ヶ月間の延長、期日を延長した場合でも、元の期日は当初のまま）する制度を創設することを要望する。</p>
提案主体	石油化学工業協会

	所管省庁：経済産業省
制度の現状	高圧ガスを製造する事業者は、高圧ガス保安法第 35 条の 2 の規定により、定期自主検査を行うことが規定されております。またコンビ則第 38 条第 3 項の規定により、ガス設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて、一年に一回以上行うことが規定されております。
該当法令等	高圧ガス保安法第 35 条の 2、一般高圧ガス保安規則第 83 条、液化石油ガス保安規則第 81 条、コンビナート等保安規則第 38 条
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>保安検査については従来一年に一度行わなければならないところ、平成 29 年 4 月の改正により基準日から前後一ヶ月以内（法第 20 条第 3 項第 2 号、35 条第 2 号に係る認定事業者は前後 3 ヶ月）に行うことができる猶予期間を定めました。</p> <p>定期自主検査においても同様の考え方の適用を行うかどうかについて、平成 30 年度に検討を開始し、平成 30 年度までに結論を出す予定であります。</p>

区分(案)